

院内保育所運営事業費補助金交付要綱

(目的)

第1 本県における医療従事者の離職防止及び再就業を促進するとともに、医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な児童の保育（以下「病児等保育」という。）を行うため、第2に掲げる法人等が職員等の委託を受けて乳児又は幼児に対し必要な保護を行う事業（以下「院内保育所運営事業」という。）を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(補助金の交付の対象及び補助額)

第2 次に掲げるものが行う、院内保育所運営事業を交付の対象とする。

- (1) 国民健康保険団体連合会及び国民健康保険組合
- (2) 国家公務員共済組合及びその連合会
- (3) 公共企業体職員等共済組合
- (4) 地方公務員等共済組合
- (5) 私立学校教職員共済組合
- (6) 農林漁業団体職員共済組合
- (7) 健康保険組合及びその連合会
- (8) 全国厚生農業協同組合連合会
- (9) 日本赤十字社
- (10) 社会福祉法人
- (11) 医療法人
- (12) 一般社団法人又は一般財団法人等
- (13) その他知事が適当と認める者

2 岩手労働局が支給する事業所内保育施設設置・運営等支援助成金を受給した場合は、交付の対象外とする。

3 第1に規定する経費及びこれに対する補助額は、別表第1のとおりとする。

(補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更)

第3 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、補助額に影響のない事業内容の変更とする。

(申請の取下期日)

第4 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(立入検査等)

第5 知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、知事が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

(書類の整備等)

第6 補助事業者は、補助事業に係る補助金の経理を明らかにした書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間これを保存しなければならない。

(前金払)

第7 知事は、必要があると認める場合は、補助金の9割以内を前金払がある。

2 補助事業者は、補助金の前金払を請求しようとするときは、院内保育所運営事業補助金前金払請求書（様式第5号）に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額に係る報告等)

第8 補助事業者は、規則第4条の規定に基づき補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助金の交付の対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率（当該補助金の額を当該経費の額で除して得た率のことをいう。）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が明らかではないため、消費税等仕入控除税額を含めて補助金の交付の申請をした場合に、当該申請の後に当該消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに消費税等仕入控除税額報告書（様式第7号）により知事に報告しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けた後に前項の報告をした場合は、当該報告による知事の補助金の返還の命令を受けて、前項の報告に係る消費税等仕入控除税額を返還しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第9 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関して必要な事項は知事が別に定める。

別表第1（第2関係）

1 基準額	2 対象経費	3 補助額
各院内保育施設につき、1により算定した基 本額より保育料収入相当額（注1）を控除のう え、院内保育施設の運営に係る設置者の負担能 力指数による調整率（注2）を乗じて得た額と、 2により算定した加算額の合計額とする。	院内保育所の運営に 必要な給与費（常勤職 員給与費、非常勤職員 給与費、法定福利費 等）、委託料（上記経費 に該当するもの。）	次により算出され た額とする。ただし、 算出された額に 1,000円未満の端数 が生じた場合には、こ れを切り捨てるもの とする。
1 基本額 (A型特例) 1人 × 180,800円 × 運営月数 (A型) 2人 × 180,800円 × 運営月数 (B型) 4人 × 180,800円 × 運営月数 (B型特例) 6人 × 180,800円 × 運営月数		1 第1欄に定める 基準額と第2欄に 定める対象経費の 実支出額とを院内 保育施設ごとに比 較して、少ない方の 額を選定する。
2 加算額 (24時間保育を行っている施設) 23,410円 × 運営日数 (病児等保育を行っている施設) 187,560円 × 運営月数 (緊急一時保育を行っている施設) 20,720円 × 運営日数 (児童保育を行っている施設) 10,670円 × 運営日数 (休日保育を行っている施設) 11,630円 × 運営日数		2 1により選定さ れた額に3分の2 を乗じて得た額を 交付額とする。

注1 (保育料収入相当額)

保育料収入相当額は、24,000円に保育月数を乗じた金額の合計額とする。また、保育料収入相当額の算出にあたっては、対象となる上限の人数はA型特例については1人、A型については4人、B型については10人、B型特例については18人とする。

注2 (負担能力指数による調整率)

院内保育施設の運営に係る設置者の負担能力指数（以下「負担能力指数」という。）による調整率は、次のとおりとする。ただし、院内保育施設設置後3か年を経過していない施設にあっては適用しない。

負担能力指数	調整率
5未満	1.0
5以上20未満	0.8
20以上	0.6

負担能力指数とは、補助を受けようとする年度の前々年度の病院決算における当期剰余金を、補助を受けようとする年度の院内保育所運営費に係る設置者負担額（院内保育所運営事業補助金交付前の額）で除した数値とする。

ただし、院内保育施設運営費は、院内保育施設運営費支出予定額と以下に定める標準経費とを比較して少ない方の額とする。

標準経費の算出方法	保育士等の数 × 標準人件費 + その他の経費	
算出方法の語句の説明	保育士等の数	当該年度の4月1日(土曜日又は休日の場合は直後の平日とする。)現在の院内保育施設利用職員の児童数を、2.6人で除して得た数値(小数点第2位を四捨五入し小数点第1位までとする。)とする。 ただし、算出された保育士等の数がA型特例及びA型にあっては2人、B型にあっては4人、B型特例にあっては10人を下回る場合は、当該院内保育施設の保育士等の数は、A型特例及びA型2人、B型4人、B型特例10人とする。
	標準人件費	年額 3,186,000円
	その他の経費	院内保育施設運営費支出予定額から保育士等の職員の人件費を除いた経費のうちの知事が認めた額とする。 ただし、借入金の返済、土地購入費等の資本取引に係る経費及び保育士等の職員の給食費等院内保育施設の運営費以外の費用は認めないものとする。

別表第2（第9関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	院内保育所運営事業費補助金交付申請書 1 事業計画書 2 収支予算書 3 その他知事が必要と認める書類	第1号 第2号 第3号	1部 1部 1部	別に定める。
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により承認を受ける場合の書類	院内保育所運営事業変更（中止、廃止）承認申請書 1 事業計画書 2 収支予算書	第4号 第2号 第3号	1部 1部 1部	変更（中止、廃止）の理由が生じた日から15日以内
規則第13条第1項の規定による書類	院内保育所運営事業費補助金請求書 1 事業実績書 2 収支精算書 3 その他知事が必要と認める書類	第6号 第2号 第3号	1部 1部 1部	当該事業を完了した日（規則第6条第1項第3号に規定する事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日）から30日以内又は補助金の交付の決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日

